

# 一般財団法人島根県建築住宅センター建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

### 第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

### 第3章 適合性判定員等

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

### 第4章 判定料金等

- 第18条 (判定料金の納入)
- 第19条 (判定料金を減額するための要件)
- 第20条 (判定料金を増額するための要件)
- 第21条 (判定料金の返還)

### 第5章 雜則

- 第22条 (登録の区域等の掲示等)
- 第23条 (判定業務規程の公開)
- 第24条 (財務諸表等の備付け)
- 第25条 (財務諸表等に係る閲覧の請求)
- 第26条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第27条 (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)
- 第28条 (軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)
- 第29条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第30条 (判定の業務に関する公正の確保)
- 第31条 (損害賠償保険への加入)
- 第32条 (事前相談)

### 附則

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** この建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「判定機関」という。）として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）

）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

**第2条** 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

**第3条** 判定の業務を行う時間は、次項に規定する休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（4）センターが特に必要と認める日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

**第4条** センターの所在地は、島根県松江市東本町二丁目60番地とする。

（判定の業務を行う区域）

**第5条** センターの業務区域は、島根県の全域とする。

（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）

**第6条** センターは、法第38条第1項第1号イの（1）から（5）までに規定する建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

## 第2章 判定の業務の実施の方法

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）

**第7条** 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、センターに対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、センターに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、センターに対し、別記様式第4による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能確保計

画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第4条第1項の表の各項に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類(以下「提出書類等」という。)を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)によることができる。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)

**第8条** センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請(以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。)があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更(以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。)が特定建築行為に係るものであること。
- (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に規定する判定の業務を行う範囲に該当すること。
- (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
- (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求め、又は提出書類等を返却する。

3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返却する。

4 第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、センターは、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、センターの求めに応じ、判定のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。
- (2) 判定料金(証明料金を含む。以下同じ。)に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - (a) 判定料金の額に関すること。
  - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
  - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
- (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書(以下この条において「適合判定通知書等」という。)を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
  - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のセンターに帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
  - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、センターに書面をもって通知することによ

- り当該契約を解除できること。
- (c) 提出者等は、センターが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) センターは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

- 第9条** センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 センターは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

- 第10条** 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出する。
- 2 前項の場合においては、センターは、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

- 第11条** センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。
- 2 センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。
- 3 センターは、前 2 項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。
- (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかつたことその他のセンターの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかつたとき。
  - (3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
  - (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間要するやむを得ない事情があるとき。

- 4 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときには、速やかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときには別記様式第3による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときには別記様式第4による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書、軽微変更該当証明書又は第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 適合性判定員等

#### （適合性判定員の選任）

**第12条** 理事長は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に規定する要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に規定する数となるように毎年度見直しを行うものとする。

#### （適合性判定員の解任）

**第13条** 理事長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

#### （適合性判定員の配置）

**第14条** 判定の業務を実施するため、適合性判定員をセンターに2人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

#### （適合性判定員の教育）

**第15条** 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、センターの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

#### （判定の業務の実施及び管理の体制）

**第16条** 判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、センターに2人以上配置する。

- 2 センターは、法第36条第1項第3号に規定する専任の管理者に理事長を任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

#### （秘密保持義務）

**第17条** センターの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

### 第4章 判定料金等

#### （判定料金の納入）

**第18条** 提出者等は、別表3又は別表4に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

#### （判定料金を減額するための要件）

**第19条** 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。
- (3) あらかじめセンターが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- (4) あらかじめセンターが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。

(判定料金を増額するための要件)

**第20条** 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとしてセンターが判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

**第21条** 納入した判定料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合は、この限りでない。

## 第5章 雜則

(登録の区域等の掲示等)

**第22条** センターは、登録の区域その他の事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(判定業務規程の公開)

**第23条** センターは、この規程を判定の業務を行う事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したセンターのホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

**第24条** センターは、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

**第25条** 利害関係人は、センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、1枚につき1,100円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもの（法第46条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この号において「請求者」という。）がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものに限る。）のうち、センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) センターの使用に係る電子計算機と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(帳簿及び書類の保存期間)

**第26条** 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第47条第1項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

**第27条** 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠で

きる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

**第28条** センターは、法第47条第1項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

2 センターは、法第47条第2項の書類に準じて第7条第3項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3 第1項の帳簿及び前項の書類の保存期間は第26条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第27条に、それぞれ準ずることとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

**第29条** センターは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付け及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（判定の業務に関する公正の確保）

**第30条** センターは、センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 センターは、センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

（1）設計に関する業務

（2）販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

（3）建設工事に関する業務

（4）工事監理に関する業務

3 その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかがセンターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（センターの当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、当該建築物に係る判定を行う場合に限る。）は、センターは当該建築物に係る判定を行わないものとする。

（1）センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

（2）センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合

4 センターは、第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は、当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 センターの役員及び職員（適合性判定員を含む。）以外の者は、判定の業務に従事してはならない。（損害賠償保険への加入）

**第31条** センターは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間3,000万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

**第32条** 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、センターに相談をすることができる。この場合において、センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月20日から施行する。

**別表1 適合判定通知書の交付番号**

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所ごとに付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満 2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

**別表2 軽微変更該当証明書の交付番号**

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所ごとに付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 未満 2：床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 3：床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 4：床面積の合計が 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 5：床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表3 判定料金（非住宅）

単位：円（税込）

評価基準 用途種別 床面積 の合計	標準入力法等基準			モデル建物法基準		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
500 m <sup>2</sup> 未満	176,000	132,000	110,000	110,000	77,000	55,000
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	220,000	165,000	132,000	132,000	88,000	66,000
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	319,000	209,000	165,000	198,000	99,000	77,000
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	429,000	286,000	242,000	253,000	165,000	121,000
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	561,000	407,000	319,000	319,000	231,000	176,000
10,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	594,000	517,000	374,000	319,000	275,000	209,000
20,000 m <sup>2</sup> 以上 50,000 m <sup>2</sup> 未満	759,000	627,000	429,000	440,000	341,000	253,000

1 判定料金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。変更後のものを除く。）の判定の場合 一の建築物につき（次号から第4号までにおいて同じ。）この表に掲げる額（床面積の合計が500 m<sup>2</sup>以下の建築物に係る計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う場合は、この表に掲げる額から1割を減じた額（1,000円未満の額を切り捨てた額））
- (2) 変更後の計画の判定（軽微変更該当証明書の交付を除く。）の場合 次のイからハまでの額
- イ 次の口及びハに該当しない場合 この表に掲げる額の3／5の額（1,000円未満の額を切り捨てた額）
- ロ 直前の判定を所管行政庁又はセンター以外の判定機関から受けている場合 この表に掲げる額
- ハ 変更後の計画が評価基準を変更したものである場合 この表に掲げる額
- (3) 軽微変更該当証明書の交付の場合 次のイ及びロの額
- イ 次の口に該当しない場合 この表に掲げる額の1／2の額（1,000円未満の額を切り捨てた額）
- ロ 直前の判定を所管行政庁又はセンター以外の判定機関から受けている場合 この表に掲げる額
- (4) 建築物の全部が省エネ計算の対象外の室のみで構成されているとき、モデル建物法基準を適用する際にその対象となる室がないとき又は省エネ計算の対象となる室があるときで省エネ計算の対象となる設備がないとき若しくは省エネ計算が省略できる設備のみがあるときの判定の場合 33,000円（税込）
- (5) 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付の場合 1通につき5,000円（税込）

- 2 この表において、床面積は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積をいう。
- 3 この表において、評価基準の標準入力法等基準及びモデル建物法基準は、次のとおりとする。
- (1) 標準入力法等基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法
  - (2) モデル建物法基準 省令第1条第1項第1号ロの基準
- 4 この表において、用途種別のA種、B種及びC種は、次の表の当該各項の用途区分欄の用途とする。この場合において、一の建築物の用途種別にA種、B種及びC種のうち複数のものがある場合は、次のとおりとする。
- (1) A種がある場合は、用途種別をA種としてこの表を適用する。
  - (2) A種がなく、B種及びC種がある場合は、用途種別をB種としてこの表を適用する。

用途種別	用途区分	用途を示す記号
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるもの及び保育所その他これに類するものを除く。以下同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
B種	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082

B種	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	巡回派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
	地方公共団体の本庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw 以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）	08650

C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき建設大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
C種	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

別表4 判定料金（住宅）

単位:円(税込)

評価基準 用途	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
一戸建ての住宅	20,000	28,000	35,000
共同住宅等	$44,000 + 2,200 \times \text{戸数}$	$66,000 + 3,300 \times \text{戸数}$	$88,000 + 4,400 \times \text{戸数}$
複合建築物(住宅+非住宅)に係る省エネ適判申請手数料の額は、この表の手数料額と、住宅以外の手数料額の合計額			

- 1 判定料金等の額は、別表3の1（1）から（3）及び（5）のとおりとする。
- 2 センターで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合の判定料金の額は、この表によらず次の額とする。
  - イ 一戸建ての住宅 11,000円（税込）
  - ロ 共同住宅等 11,000円（税込）に住戸数から1を減じた数に1,100円（税込）を乗じた額を加算した額
- 3 この表において、評価基準の仕様基準、仕様・計算併用法及び標準計算法は、次のとおりとする。
  - (1) 仕様基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に規定する基準
  - (2) 仕様・計算併用法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に規定する方法
  - (3) 標準計算法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する方法

別記様式第1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

一般財団法人島根県建築住宅センター 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号  
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日  
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明をセンターで実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

## 別記様式第2

### 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による 軽微変更該当証明書

第 号  
年 月 日

建築主 様

一般財団法人島根県建築住宅センター  
理事長 (氏名)

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

**別記様式第3**

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 殿

一般財団法人島根県建築住宅センター  
理事長 (氏名)

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

#### 別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 殿

一般財団法人島根県建築住宅センター  
理事長 (氏名)

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日付け 第 号  
2. 建築場所

(理由)

(備考)